

中川事務所新聞

第 1 0 5 号
発行所
行政書士中川事務所
兵庫県姫路市

トピックス

【年金の所得格差】

厚生労働省によると、国民年金の加入者平均年収が159万円、公的年金の受給者平均年収が189万円となり、収入の低い人から掛金を集めて高い人に分配するという構造になっているそうです。

このような歪な形がいつまで持つのでしょうか。

【社会保険の調査】

当社は今年度社会保険の調査を受けました。調査とは正しい給与の額を申請して、きちんとそれに見合う社会保険料を払っているか確認するもので、姫路



ではこれから3～4年に1回全社を調査していくそうです。嘘をついていると後で痛い目に遭うので気をつけましょう。

【円滑化法適用の中小企業の倒産急増】

返済猶予を受けている中小企業の4月以降の倒産が急増しています。金融機関の支援態度が変化してきたと指摘されており、政府も軟着陸に向けた支援策を準備するようです。

支援態度の変化とは追加融資に応じないこと、政府の支援策とは企業再生支援機構の活用ということですが、当初から追加融資の獲得は不可能となっており、支援機構の対象となるのは実質的に地域の有力企業だけです。

役所やマスコミの分析など所

詮この程度のもので、中小企業の実態とはかけ離れています。ただ、国が再生見込みのない企業の切り離しにかかっているのは間違いなさそうで、来年3月の円滑化法終了に向けて、企業の自助努力が一層必要となってきます。

【8月の事務予定】

- ・ 8月決算法人期末実地棚卸
- ・ 5月決算建設業決算変更届
- ・ 6月決算法人確定申告&納税
- ・ 12月決算法人中間申告&納税
- ・ 墓参り

当事務所の夏季休業は
8/11～16です



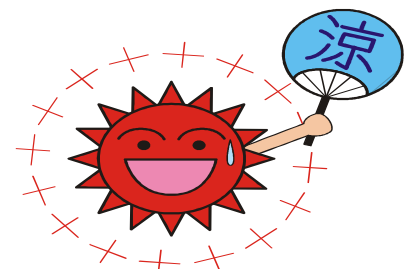
知ってお得！？法律雑学

Q．友人に実印を預けていたら、勝手に契約書に押印されて連帯保証人にされてしまいました。私が押したのではないから関係ないですよね。

A．民事訴訟法228条4項には、「私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する」と規定されて

います。「推定」とは、一応そのとおりだと確定させ、文句があるなら文句を言う側が違うということを証明せよということです。現実的には押して「ない」ことの証明は相当困難だと思われます。そもそも友人に実印を預けた段階で勝負ありといったところでしょうか。

なお、法に規定されている押印とは、必ずしも実印のことではありません。実印も三文判も法的効力に変わりはないので念のため。

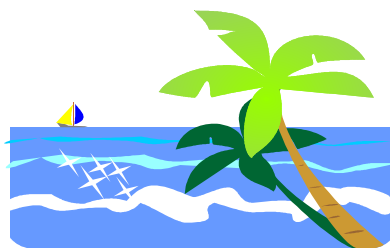


経営談義

【金利上昇は起こるのか？】

日経ヴェリタスの調査によると、国内銀行が国債の購入を猛烈に進めている結果、資産構成に占めるその割合が急激に上昇しています。これに市場の変化がどのように影響するか計算すると、日経平均4000円の下落と金利1%の上昇がほぼ同じ評価損をもたらすそうです。

日経平均4000円下落とは現在から半値になることで、もしこんなことが起これば大恐慌だと大騒ぎになると思われませんが、それが僅か1%の



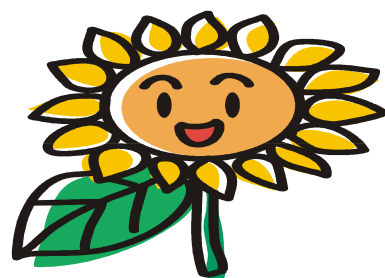
金利上昇で起こってしまうのです。

金利の上昇は国債価額が下がると起こります。今は銀行が我々の預金でせっせと国債を買いあさっていて価額が上昇(=金利は低下)していますが、原資となる預金(=国民の貯蓄)を使い果たしたり、どこかが先陣を切って利益確定(=売り逃げ)を始めると、あっという間に価額の下落(=金利上昇)が起こります。

現状のデフレ下では、現金を持つことが何よりも安全とされましたが、金利が上昇してインフレになると現金を持っている人が一番損をし、借金でモノを買っている人が得をするということになります。

企業経営上は、在庫投資・設備投資と固定金利による借入金の組み合わせが、個人生活上は、住宅の購入と住宅ローンの組み合わせ方が、それぞれ今後の命運を握っているといっても過言ではないでしょう。また、会社や個人の資産を守るという観点からは、これまでとは違ったポートフォリオが必要になってくるでしょう。

いずれにせよ、これからはしっかり自分で考えて、バランスのとれた行動が求められます。



あじがわ

六月から通い始めたスポーツクラブ。自分でも意外に思うほど真面目に続いている、今ではランニング5km、水泳四百Mをこなせるようになりました。私は今月で四十五歳になりますが、体が変化していくのに驚いています。何よりも肩・首の凝りと無縁になったのが嬉しいです。

先月、訪問先が多い日にスクーターで姫路芦屋間百五十kmを一般道で往復しました。周囲からは呆れられました。安全で快適に走るコツを身につけているので、当の本人は結構楽しんでいました。



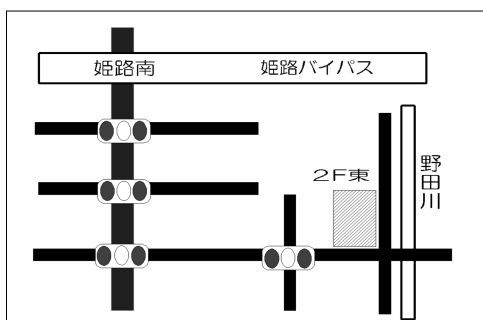
ワンストップ「経営・生活」サポーター

行政書士・中川法務会計事務所

法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1
田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp